

# 新幹線プレス

2018年11月29日

No.406

発行者 杉澤秀則

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

## 「診断書強要都労委」第1回証人審問開催

# 3名の仲間が堂々の証言！

東京車両所分会の松井輝道さんが、年休取得に対して診断書の提出を強要された問題で、昨年7月に救済を申し立てた「診断書強要都労委」は、11月28日に第1回証人審問が行われ、証人として松井さん本人と剣持善昭地本業務部長、加藤光典本部副委員長が審問に臨み、堂々の証言を行いました。

会社による「年休も欠勤であり診断書提出が必要である」という指示は誤りであり、就業規則・基本協約を意図的に歪曲したものであること。そして、会社の一連の団交開催拒否は不当労働行為であるということを明らかにしました。

## 年休は欠勤なのか？診断書提出は必要なのか？

## そこには触れない会社側

一方、会社側による反対尋問は、助役とのやりとりや窓口折衝の日時・内容の記憶などを執拗に問いかけますが、会社側自らの主張についてあまり触れようとはしません。「年休は欠勤に含まれる」「20日までの申し込みはコミュニケーション」「25



日の勤務予定発表時点で時季指定」など滅茶苦茶な主張を繰り返しているにもかかわらず、審問においてはこうした点を強調することなく、意図的に避けている姿勢が窺われました。核心に触れる事で自らの矛盾点が浮き彫りになることを避けていることは明白です。

次回、12月13日の第2回証人審問では会社側証人3名が証言台に立ちます。

協約の解釈を強引に捻じ曲げ、労基法をも無視した会社対応、苦しい主張の矛盾点を厳しく追及し、都労委闘争の最終局面を全力で闘い抜きます。

## 次回は12月13日、第2回証人審問に最大結集しよう！